

自治基本条例策定に係る職員プロジェクトチーム（第19回）議事録

日時：7月24日（木）午前10:30～12時

場所：役場第3会議室

出席者 高森委員長、小原副委員長、小乾委員、里委員、松田委員

欠席者 清水委員、来海委員

事務局 前田課長、高田課長補佐

○開会

- ・委員長あいさつ
- ・事務局が議会説明のため、少し遅れる。（後で報告）

○協議

◇自治基本条例の内容の検討

※骨子

- ・骨子について、先日の策定委員会で協議いただいた。
- ・特に「定義」に時間が割かれた。定義は今までのグループ討議を踏まえ、我孫子を基本に村民の考え方（村民、村民等、事業者等）を固めたが、「…等」が多く、読んだときにくどく分かりにくいということで、今回の住民、村民、事業者等に分けられた。
- ・むらづくりの「むら」は、漢字のほうが良いのではないかという策定委員の意見であった。アドバイザーも、日吉津村は「村づくり」の方が適しているのではないかという事だった。
- ・定義の事業者等で、「村内に事業者を有する営利法人」とあるが、個人事業者が外れることにならないか。
- ・「…有する者」とすれば、個人を含むということになるのか。
- ・逐条解説などで「個人を含む」と説明されれば良いが。
- ・「…有する者および営利法人」とすることで。
- ・自治の基本原則で、策定委員会では環境保全とか安心・安全があったが、なくなっている。
- ・削られた経過は分からないが。
- ・環境という部分は、持続性という考え方だったので前文に入れたらと言う意見があった。原則は多くせず、他の部分で個別の課題として載せたらと言う意見だった。とりあえず、これで行くということ。
- ・全体的に「村は」と出てくるが、「村」の定義でうたった方が良いのではないか。
- ・アドバイザーからは、村長、職員、議会、村民すべてを含むという具合に聞いた。

- ・アドバイザーより「村」より「行政」という言葉が良いと聞いた。
- ・行政は、村長、職員ということだった。
- ・村を行政と置き換えてしまうのか、あるいは定義にきちんとどうたうのかということになると思う。行政という意味合いが強いように感じる。
- ・行政の方がしっくりくるのかもしれない。
- ・村民主権の「住民は、村の主権者である」、「…むらづくりの主役…」も違う表現が必要となるのでは。
- ・7/11の資料では、「住民は、日吉津村の主権者である」となっていた。
- ・それでは、その部分は「村」ではなく「日吉津村」とするという事。
- ・村には、いろいろ考え方がある。村の執行機関と議会をあわせ「村」という表現もあるし、住民も入れるという意見もある。村行政という言い方もあるかなと感じている。今後検討の余地がある。
- ・定義が必要かも。
- ・条例の位置づけは。
- ・最高規範性ということで、定義の後に載せている。最近の条例は、前に置かれるようになったので、最後よりは最初にうたったほうが良いと思われる。
- ・策定委員の中でも、前文にも載せたほうが良いという意見だった。
- ・住民投票の請求などの割合は。
- ・合併の是非を問う住民投票をベースに考えている。
- ・自治基本条例は決定か。(仮称)とあったが。
- ・広報や骨子など自治基本条例と言ってきており、定着というわけではないがこれで行く予定。

※前文

- ・出た案の中で、案6や案4が良いという意見だったが、事務局で、案6を中心に案2もあわせてたたき台として検討し、委員に送って8/1からのパブリック・コメントにあわせる予定。
- ・みなさんからご意見を伺いたい。
- ・日野川の氾濫などは盛り込みたいと思う。
- ・策定委員会のグループで、特色はどうかというところで、鳥取県唯一の村だという意見があった。
- ・外から見たら、結果論であるが。
- ・たたき台としては必要。
- ・案6の条例の主旨の部分は、少し硬いかなと感じる。
- ・案4の条例の主旨の最後の部分は、目的にも入っている。
- ・再度、事務局でたたき台を作り、みなさんに送らせていただき、確認をいただく。もし意見があれば連絡いただく。

◇その他

(事務局)

- ・7/29までに事務局のたたき台が出来れば、策定委員にも送る。
- ・8/1に村報折込みをする予定。

○閉会